

2010年9月24日

沖縄県議会
議長 高嶺善伸 様
県議 各位

泡瀬干潟を守る連絡会
共同代表 小橋川共男 漆谷克秀
連絡先 前川盛治(事務局長)
携帯電話: 090-5476-6628
住所: 沖縄県沖縄市字古謝1171-3 コーポ MK1 階
事務所 FAX: 939-5622

沖縄市の「東部海浜開発事業」(土地利用計画沖縄市案)を撤回させること(陳情)

沖縄市の「東部海浜開発事業」(土地利用計画沖縄市案)が8月3日に前原沖縄担当相に提出されました。これに対し、大臣は、提出されたその日に了承し、泡瀬埋立事業を進めることを記者会見で表明しています。これは、以下に述べるように大きな問題点があります。

昨年9月に発足した民主党政権は、公共事業に対して、「コンクリートから人へ、無駄な公共事業を中止する(マニフェスト)」、「泡瀬干潟干拓など環境負荷の大きい公共事業は、再評価による見直しや中止を徹底させます(政策インデックス)」としていました。

また、前原大臣は、2009年9月17日、「1区中断」表明の際、今後は泡瀬裁判の控訴審の結果も見ながら対応するとしていました。控訴審判決(2010年10月15日)は、一審(2009年11月19日)に続き「埋立事業に経済的合理性はない、事業に公金を支出するな」でした。このことから、誰もが泡瀬干潟埋立事業中止を予測しました。そして、今年3月の参議院沖特委では、「泡瀬埋立と新港地区東埠頭浚渫はリンクさせない」(沖縄市案)経済合理性があるか、厳しくチェックし対処する」と答弁していました。

このような状況から見ると、今回の沖縄市案提出に対する前原大臣の対応は、理解しがたいことであるし、国民や県民・市民を納得させるものでないことは明らかです。

東門沖縄市長の市案策定後の行為も「非民主的・独善的・一方的」でした。市は、沖縄市案を7月30日(金)に公表した。市政の重大問題である以上、提訴した原告、市民・県民、私たち泡瀬干潟を守る連絡会をはじめ、環境団体・専門家などに十分な資料を提供して計画案のヒアリングを行うことも当然の手続きでした。ところが、そのような手続きを一切とることなく、市長は沖縄市案を一方的に策定して、国に持参しました。

市政与党や全議員協議会、市長選の支持4政党(社民、共産、社大、民主)には、30日(金)、説明しました。これに対し、市政与党、市長選支持4政党は、持ち帰り検討し問題点を分析し、再度協議したいと約束しましたが、その再協議もないまま、急遽8月3日(火)、東門市長は、沖縄市案を前原大臣に提出しました。日本共産党沖縄県委員会、社民党沖縄県連は市長に抗議しています。

何故、このようなことが起こったのでしょうか。

国交省は、全国103の重要港湾の中から42を重点港に絞り込む作業を進め、沖縄では中城湾港は除かれ那覇港のみを選定することが決まっていた(7月30日、新報)。これとの関連で、うるま市新港地区東埠頭浚渫と連動する泡瀬埋立の沖縄市案に難色を示していたのに、辺野古移設の為に、中城湾港重点港復活の仲井真知事の要望を受け入れたための急転直下の市案受け入れ、埋立再開表明であったと推測されます。沖縄県は、売れない新港地区FTZ用地売却のために東埠頭整備を急いでいますが、FTZ構想そのものが破綻しており、また東埠頭を整備しても、外国や東京・大阪・神戸・名古屋など本土との定期航路ができない限り、東埠頭の利用の将来性は展望できません。泡瀬干潟は、将来性のないFTZ構想の犠牲にされようとしているのです。

このように、今度の事態は、まさに「密室政治」と「辺野古移設のアメ政策」の産物であることは十分推測できることです。

国民、沖縄県民の願いに真っ向から対決し、民主党政権は、普天間基地の辺野古移設を強引に推し進めようとし、様々なアメ政策をちらつかせ仲井真知事を抱き込もうとしているのです。泡瀬埋立再開は、経済的合理性や市民・国民への約束を足蹴にし、普天間基地の辺野古押し付けの密室政治の産物であり、許されません。

さて、沖縄市案には、提出の経過やその後の前原大臣の対応に大きな問題もありましたが、その内容、経済的合理性にも多くの問題があります。端的に指摘すると、沖縄市案には経済的合理性はありません。その詳細は別添資料に記します。控訴審判決では、「新たな土地利用計画に経済的合理性があるか否かについては、従前の土地利用計画に対して加えられた批判を踏まえて、相当程度に手堅い検証を必要とする」とも指摘されていますが、沖縄市案はその指摘に耐えられません。

また、沖縄市案には、「沖縄県の建設投資額」として、306 億円（港湾施設等の整備に係る費用）が示されていますが、その詳細（アクセス道路分の費用はいくらなのか等）は不明であり、県土木建築部港湾課に問い合わせても公表できないということであり、もちろん県議会でも審議されたこともありません。沖縄県は現在、中城湾港新港地区 FTZ 用地が売却できず、そのため公債費元金や利息返済で約 664 億円の負担を強いられるなど、厳しい財政事情にあります。また、これまで泡瀬埋立事業の「港湾整備」「人工海浜ビーチ護岸造成」等のため、約 44 億円の財政支出をし、そのうえさらに「306 億円」の負担となると、県財政は一層厳しくなり、県民の福祉・教育・医療・生活などへのしわ寄せが懸念されます。沖縄市のコリンザの約 10 億円の債権放棄に難色を示している沖縄県が、泡瀬干潟埋立には、約 30 倍の 306 億円を気前良く支出できるかも全く理解できません。

そもそも、新しい沖縄市案の「東部海浜開発事業」は、ほとんどが沖縄市の事業であり、大型クルーズ船岸壁の整備を取り止めた将来性が無い客船埠頭を造成する沖縄県にとってどのようなメリットがあるのか、350 億円以上の県財政負担に見合う効果（費用対効果）があるのか、県民の理解が得られないのは明白です。

私たちは、世界に誇る生物多様性の宝庫、泡瀬干潟が、経済的合理性の無い事業で破壊されることを看過できません。今年、10 月に日本が議長国になって生物多様性条約締約国会議が名古屋で開催されます。そのような重要な節目の年に、自然保護・絶滅危惧種保護・地球温暖化防止の世界の流れに反する泡瀬干潟・浅海域埋立行為が許されてはいけません。

つきましては、下記の陳情をいたします。沖縄県議会での真剣な対応をお願いいたします。

記

- 1 . 沖縄市の「東部海浜開発事業」（土地利用計画沖縄市案）を撤回させること。
- 2 . 沖縄市案に示される新たな沖縄県の建設投資額（306 億円）について、同意しないこと。

以上